

五所川原市監査委員告示第2号

令和6年2月26日付け五所川原市監査委員告示第1号で公表した監査結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、五所川原市長から令和6年8月26日付け五総発第67号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月9日

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之
五所川原市監査委員 一 戸 久 男

1 監査の種類
財政援助団体等監査

2 所管課及び対象施設

- ・総務部管財課
「毘沙門・長富コミュニティセンター」
指定管理者 毘沙門長富地区住民協議会

- ・経済部地域物産振興課
「五所川原市金木観光物産館」
指定管理者 株式会社かなぎ振興舎

3 措置内容 別添のとおり

監査結果に対する措置状況報告書

総務部管財課

令和6年8月15日提出

文書指摘を受けた事項	措置状況	備考
<p>監査した限りにおいて、会計伝票、経理関係書類を作成していないものや証憑等の不備なものが多数見られ、不適切な事務の執行が確認された。</p> <p>市におかれては、状況の把握に努め、当該指定管理者に対し厳正な指導と、適正な事務処理を確保するため対策を講じられたい。</p>	<p>【指摘事項分析】</p> <ul style="list-style-type: none">指定管理者からの「収支決算報告」及び「残高証明書」のみ確認しており、各費目における証憑等を確認しなかったことが原因。 <p>【対応について】</p> <ul style="list-style-type: none">令和6年3月21日より当面の間、指定管理業務委託一時停止。証憑類の有無について再確認し、書類の存在が確認できなかった金額について返還請求。(R3:48,038円、R4:113,197円)令和6年6月20日付五管発第102号にて住民協議会三役会の開催通知を发出、令和6年6月27日三役会開催。令和6年7月12日、住民協議会総会開催。会長変更について協議会で承認。令和6年7月22日付、基本協定書締結。令和6年8月1日付、令和6年度の年度協定書締結。	

	<p>【指導方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・証憑類の有無について確認し、費目及び日付順に書類整理の指導。・関係書類の保存年限について、5年間保存を改めて指導。・その他事務手続き等について、管財課にて都度関与し、定期的に確認することで、適正な事務処理を行えるようにしていく。	
--	--	--

監査結果に対する措置状況報告書

経済部地域物産振興課

令和6年8月16日提出

文書指摘を受けた事項	措置状況	備考
<p>監査した限りにおいて、会計経理について、期中における月次決算が不十分であるため、会計帳票への計上誤りや決算時に帳簿上の過不足等が生じている状況が一部の事務に見られた。</p> <p>市は今後の指定管理業務の適正を期するため、当該指定管理者に対し適正な事務処理を行うよう指導されたい。</p>	<p>リニューアルオープン直後、レジ締め及び月次決算の体制が十分に整備されておらず、業務に不備が生じたことが確認された。</p> <p>この状況を受け、指定管理者に対して指導を行い、現在では以下のとおり体制の改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・各営業日の終了後、徹底したレジ締め作業を実施すること。・毎月、月次決算を行うための体制を構築すること。・市へ提出する事業計画書と事業報告書が一致するよう、事業報告書には人員配置及び活動状況等を記載すること。・四半期ごとに月次試算表を市に提出すること。 <p>なお、指定管理者側の事務処理上、定期報告書内の数値を会計帳票と一致させた上で毎月の期限内に提出することは難しいため、経理状況に関しては、四半期ごとの月次試算表及び年度終了後の決算書をもって確認を行うものとする。</p>	備考

	<p>そのため、定期報告書においては、引き続きレジに準拠した数値を用いて作成し、提出することを求める。</p>	
--	---	--